

## ■府民の皆様へ

平成 24 年 4 月 1 日より

大阪府内ではメジロを愛玩のために  
捕獲することはできません

## ■メジロしょうとうろくを飼養登録している皆様へ

今、飼養登録されているメジロは引き続き飼養が可能です。

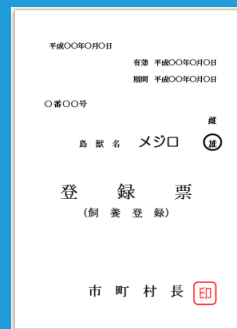
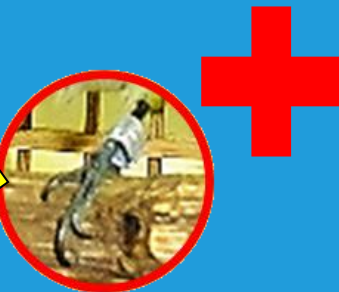
但し、毎年、飼養登録の更新をきちんと行ってください。

(なお、足環や飼養登録証のない場合は飼養登録の更新は出来ません。)

飼養登録の更新に必要なもの



足環のついたメジロ



飼養登録証

注意！！

メジロ等の野鳥を許可なく飼養していると、50万円以下の罰金、もしくは半年以下の懲役刑になる場合があります。  
(※野鳥を許可なく捕獲した場合は100万円以下の罰金、もしくは1年以下の懲役)



違法飼養で押収されたメジロ

大阪府環境農林水産部  
動物愛護畜産課野生動物グループ  
TEL:06-6210-9619